

## 函館市若松町駐車場管理規程

### 1 駐車場の名称

函館市若松町駐車場

### 2 管理者の住所氏名

住所 函館市東雲町4番13号

氏名 函館市長 大 泉 潤

### 3 供用時間

- (1) 1月1日から12月31日まで（通年）
- (2) 24時間（午前0時から午後12時まで）
- (3) 上記のほか、管理者は災害その他の理由により必要があると認められるときは、駐車場の全部または一部の供用を休止することができる。

### 4 駐車場使用料

区 分	料 金（上限額）	
施設使用者	2時間まで	無料
	2時間を超えた後30分までごとに	100円
施設使用者 以外の者	1時間まで	300円
	1時間を超えた後30分までごとに	150円
夜間最大料金（午後9時以降翌日午前7時前の間）		700円

※ 「施設使用者」とは、はこだてみらい館、はこだてキッズプラザおよび函館市青函連絡船記念館摩周丸に入館した者をいう。

### 5 利用者の禁止行為

- (1) 秩序または風紀を乱すこと。
- (2) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (3) 駐車場の施設を汚損し、または毀損すること。
- (4) その他の駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのあること。

### 6 利用者遵守事項

- (1) 駐車中は、自動車のエンジンを停止し、窓、扉等が開かないようにすること。

- (2) 積載物等の盗難を防止する措置をすること。
- (3) 場内は10km/hを超える速度で走行しないこと。
- (4) 駐車場案内の指示に従うこと。

## 7 利用の制限

管理者は、駐車場の利用が次の各号の一に該当する場合は、駐車場の利用を許可しないものとする。

- (1) 発火性もしくは引火性の物品、爆発のおそれのある物品または著しく悪臭を発している物品を積載している自動車を駐車しようとするとき。
- (2) 駐車場の施設を汚損し、または毀損するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他駐車場の管理に支障があると認められたとき。

## 8 駐車することができない自動車

長さ5m、幅1.9mを超えるもの。

## 9 事故に対する措置

管理者は、駐車場について事故が発生しまたはそのおそれがあるときはすみやかに必要な措置を講ずることができる。

## 10 保管責任および損害賠償

### (1) 保管責任

ア 管理者は、利用者に駐車券を渡したときから駐車券を回収するときまで、自動車の保管の責任を負う。

イ 管理者は、出庫の際駐車券を回収して自動車を出庫させた場合において、故意または重大な過失がある場合を除き、その自動車に関する責任を負わないものとする。

### (2) 利用者に対する損害の賠償

管理者は、その責に帰すべき事由により自動車を滅失し、き損しまたは汚損したときは当該自動車の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する。

### (3) 自動車の積載物または取付物に関する免責

管理者は、駐車場に駐車する自動車の積載物または取付物に関す

る損害については、一切賠償しない。

(4) 自動車または利用者の損害に関する免責

管理者は、次の事由その他管理者の責に帰すことのできない事由によって生じた自動車または利用者の損害については賠償しない。

ア 天災地変その他不可抗力による事故。

イ 当該自動車その他積載物もしくは取付物の瑕疵または積載物もしくは取付物の性質による事故。

ウ 管理者の責に帰すことができない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故。

エ この規程 9 の規定による措置

(5) 供用休止等による免責

管理者は、駐車場の全部または一部について供用休止、駐車場の隔絶、事故の通行止、駐車自動車の退避等を行ったときは利用者の損害について賠償をしない。

(6) 利用者に対する損害賠償の請求

管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対して損害を請求するものとする。

11 この規程に定めない事項

この規程に定めない事項については、法令（条例を含む。）の規定に従って処理する。

12 その他

指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合における上記規定の適用については、これらの規定中「管理者」とあるのは「指定管理者」とする。

附 則

この規程は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。